

鳥取市下水排除基準

対象事業場		特定施設を設置している事業場		特定施設を設置していない事業場	
		50m <sup>3</sup> /日以上 (25m <sup>3</sup> /日以上)	50m <sup>3</sup> /日未満 (25m <sup>3</sup> /日未満)		
1日の平均的な排除量(m <sup>3</sup> )					
下水排除基準項目(単位)					
政令で定める基準	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	
	シアン化合物 (mg/L)	1 以下	1 以下	1 以下	
	有機リン化合物 (mg/L)	1 以下	1 以下	1 以下	
	鉛及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	六価クロム化合物 (mg/L)	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
	砒素及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下	
	アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	0.003 以下	0.003 以下	0.003 以下	
	トリクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	ジクロロメタン (mg/L)	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
	四塩化炭素 (mg/L)	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	
	1・2-ジクロロエタン (mg/L)	0.04 以下	0.04 以下	0.04 以下	
	1・1-ジクロロエチレン (mg/L)	1 以下	1 以下	1 以下	
	シス-1・2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.4 以下	0.4 以下	0.4 以下	
	1・1・1-トリクロロエタン (mg/L)	3 以下	3 以下	3 以下	
	1・1・2-トリクロロエタン (mg/L)	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	
	1・3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.02 以下	0.02 以下	0.02 以下	
	チウラム (mg/L)	0.06 以下	0.06 以下	0.06 以下	
	シマジン (mg/L)	0.03 以下	0.03 以下	0.03 以下	
	チオベンカルブ (mg/L)	0.2 以下	0.2 以下	0.2 以下	
	ベンゼン (mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	セレン及びその化合物 (mg/L)	0.1 以下	0.1 以下	0.1 以下	
	ほう素及びその化合物 (mg/L)	10 以下	10 以下	10 以下	
	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	8 以下	8 以下	8 以下	
	1・4-ジオキサン (mg/L)	0.5 以下	0.5 以下	0.5 以下	
	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10以下	10以下	10以下	
	フェノール類 (mg/L)	5 以下	5 以下	5 以下	
	銅及びその化合物 (mg/L)	3 以下	3 以下	3 以下	
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	※2 2 以下	※2 2 以下	※2 2 以下		
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10 以下	10 以下	10 以下		
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/L)	10 以下	10 以下	10 以下		
クロム及びその化合物 (mg/L)	2 以下	2 以下	2 以下		
条例で定める基準	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素 (mg/L)	380以下	※1 380以下	※1 380以下	
	生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/L)	600以下	※1 600以下	※1 600以下	
	浮遊物質(SS) (mg/L)	600以下	※1 600以下	※1 600以下	
	窒素含有量 (mg/L)	240以下	240以下	240以下	
		50以下	50以下	50以下	
	りん含有量 (mg/L)	32以下	32以下	32以下	
		10以下	10以下	10以下	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱物油 (mg/L)	5 以下	5 以下	5 以下
		動植物油脂類 (mg/L)	30 以下	※1 30 以下	※1 30 以下
	水素イオン濃度(pH)	5以上9以下	5以上9以下	5以上9以下	
	温度 (°C)	45°C以下	45°C以下	45°C以下	
よう素消費量 (mg/L)	220 以下	220 以下	220 以下		

1 ■■■ は、直罰対象の排除基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがあります。

(下水道法第46条の2、鳥取市下水道条例第20条)

2 □□□ は、除害施設の設置等に係る排除基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、除害施設の設置などをしなければなりません。(鳥取市下水道条例第8条の2・第8条の3)

3 窒素含有量及びりん含有量の下段は、吉岡処理区のみでの排除基準を示します。

4 ※1 1日当たり平均排水量50m<sup>3</sup>/日(吉岡処理区25m<sup>3</sup>/日)未満の場合は適用除外。(鳥取市下水道条例施行規則第8条第2項)

5 ※2 「電気めっき業」については、令和6年12月10日まで4mg/L以下。